

CU東京三多摩協議会
の宮田清志執行委員長は
10月31日投・開票の
総選挙にあたり、以下の
声明を発表しました。



<さあ！総選挙！>

選挙に行こう！命とくらしを守る政治
へ、政権交代！！

—自公政権から、働く者の生活が良くなる
政権へ—

岸田政権に期待はできません！

10月31日（日）は、日本の社会を変える
歴史的な総選挙の投票日です。

アベ・スガ政権の9年間は、非正規雇用、非
正規社員の圧倒的な増加、そして、新自由主義
経済を推し進めた結果、大企業と富裕層が莫大
な富を蓄積した一方で、格差・貧困が増大した
9年間でした。とくに、コロナ禍になったこの
一年十カ月は、無為無策の政権で、若者や女性
労働者は、特に苦しい困窮の生活を強いられて
います。

新しく自民党総裁、そして、総理になった岸
田文雄首相はこの9年間の悪政の数々の負の遺
産を反省することなく、アベ・スガ政治を引き
継ぐようなことを表明しています。岸田首相率
いる自公政権には、今の私たちの苦難の労働環
境、困窮の生活を変えることは全く期待できま
せん。

4野党と市民連合が共通政策で合意！

9月8日に、4野党（立憲、共産、社民、れ
いわ）と市民連合が共通政策で合意しました。

この政策提言の中には、憲法に基づく政治の回
復、科学的知見に基づく新型コロナウイルス対
策、格差と貧困を是正する、ジェンダー視点に
基づいた自由で公平な社会の実現など、六つの
大きな柱・二十項目の政策があります。その中
には、

○最低賃金の引き上げや非正規雇用・フリーラ
ンスの処遇改善により、ワーキングプアをなく
す。

○誰もが人間らしい生活を送れるよう、住宅、
教育、医療、保育、介護について公的支援を拡
充し、子育て世代や若者への社会的投資の充実
を図る。など、私たちが要求していることがし
っかり入っています。

政権交代を！

さらに、9月30日には、立憲民主党と日本
共産党の間で、政権ができた場合の協力につい
て合意ができました。今、全国のほとんどの選
挙区で、市民と野党が共同した選挙協力で、統
一候補を擁立、自公政権に立ち向かい、政権交
代をするためにがんばっています。

時給、1,500円は必要！

東京では10月1日から、最低賃金が時給1
041円になりました。しかし、これでは、月
20日働いても166,560円にしかなりません。
年収も200万円に届きません。これでは、ま
ともな生活はできません。最低でも時給
1,500円の賃金が必要です。

また、中小企業等小規模事業所が従業員に賃
金が払えるよう、外国のように国からの公的支
援策を拡充することが求められます。現在の日
本の中小企業支援策は微々たるものです。

選挙に行こう！！

組合員の皆さん、選挙に行きましょう。私た
ちの意思表示をしましょう。政権を代えましょ
う。



あなたの一票で政治を変え、暮らしを変えましょう。



立川駅で最低賃金改定と 一人でも入れる組合をアピール

10月5日、CU 東京三多摩協議会は事務局会議前の午前11時から12時までの一時間、立川駅で宣伝を行いました。

今年の最低賃金は1041円へと改定されたこと。それでも八時間働いて、安心して生活するには、全国一律で1500円を実現してほしいことなどを訴えました。また、一人でも入れる労働組合、CU 東京三多摩協議会のアピールも行い、労働相談などのお知らせのチラシも配りました。

労働相談より

一人で海外へ派遣し、 労働時間管理もなく残業代未払いとパワハラ・・・コンサルタント会社を相手に闘い

Aさんは2020年3月、バイト時代を経てBコンサルタント会社に正社員として入社。語学力を買われ、カンボジアでの新規営業所立ち上げに派遣されました。

コロナ過での海外の事業所立ち上げはとても困難で、その上複数で派遣されるはずが、一人での渡航となり、Aさんは現地での様々なトラブルを本社とのメールによる連絡で解決する毎日。本社からまともなアドバイスがないことも。また、夜中の本社への日報報告など文字通り夜昼なく働き、うつ病を発症しました。

現地で日本人医師の診療を受け、入院をした方が良くアドバイスを受けるも、会社の都合

でかなわず、その上現地採用スタッフとして働かないかと打診され、それを拒否。昨年12月に帰国。

その後、国内の営業所などで勤務してきましたが、パワハラも長時間労働もなくなり、ついにうつ病が悪化し休職を余儀なくされました。病気休職中も、B社の上司からの嫌がらせのような連絡などに思い余って、様々な伝手を辿ってCU 三多摩へ相談に来ました。

休暇を遡って補償してほしい

Aさんの相談趣旨は正社員となって以来、海外でも休みが殆ど無く、有給も何日残っているか不明。病気休養中だが何日休めるかも分からず、休暇を補償してほしいというのが最初の訴因でした。

組合ではAさんの話から、労働時間の管理がされていない変形時間制や休日出勤の賃金が不支給や残業代もきちんと計算されていないことなど多くの問題点を発見。これらを要求として団体交渉を行うことを提案。Aさんと共に第一回の団体交渉に臨みました。

団体交渉はB社とその代理人C弁護士事務所、Aさんと当組合で行われ、B社のAさんの働きが悪いとの不当な言いがかりに、Aさんが反論。組合でも労働時間の管理がなされていない変形労働制の違法性や海外での問題点などを指摘。

その後、C弁護士事務所との数回の交渉で、退職を前提の解雇予告手当、未払い残業代などの賃金補償と会社都合による退職、傷病手当と労働災害申請への協力などで合意しました。

Aさんの談話

無事に解決に至り、ありがとうございました。
海外での立ち上げの激務と残業代などの不払いや、理不尽な仕打ちやパワハラなどが重なり、うつ病になってしまい、証拠をそろえる際に親身になって手伝っていただきました。また労災申請に関してもお世話になっています。心から感謝を述べたいと思います。